

抗ウイルス加工剤およびシェーク法による SIAA・抗ウイルス性試験のご案内

2023 年 7 月 1 日より、一般社団法人抗菌製品技術協議会（SIAA）が運用する抗ウイルス性試験に、次の評価方法が追加されます。

- ・ 抗ウイルス性評価方法（シェーク法）
- ・ 抗ウイルス加工剤の抗ウイルス性評価方法

抗ウイルス性評価方法（シェーク法）

これまでの一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マークで対象となる抗ウイルス加工製品は、ISO 21702 で評価可能な非吸水性表面を持つ製品に限られていました。この度、新たに制定される抗ウイルス性評価方法（シェーク法）により、スポンジ製品等の評価と製品の SIAA マーク登録が可能になります。



試験方法概要

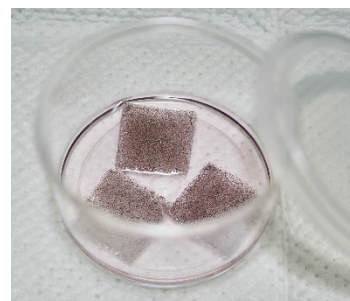
- ① 容量 60mL の滅菌コップに表面積の合計が $32 \pm 5 \text{cm}^2$ となるようにカットした試験片(抗ウイルス加工品および無加工品)を複数個入れます。
- ② 滅菌コップに所定の条件で調製したウイルス液を 10mL 添加します。
- ③ 滅菌コップ中の試験片とウイルス液を 25℃の振とう条件下で 24 時間接触させます。
- ④ 24 時間後のウイルス感染価(PFU/滅菌コップ)をプラーク法にて測定し、次式により抗ウイルス活性値を算出します。

$$A = B - C$$

A：シェーク法による抗ウイルス活性値

B：無加工品の 24 時間後のウイルス感染価の常用対数平均値

C：抗ウイルス加工品のウイルス感染価の常用対数平均値



ウイルス液に接触した試験片

なお、ISO 21702 で試験可能な試験材料については、原則シェーク法を用いることができません。

試験対象ウイルス（次のいずれか又は両方を用いる）

- ・ A 型インフルエンザウイルス
- ・ ネコカリシウイルス

SIAA による基準値

- ・ 抗ウイルス活性値： ≥ 2.0

（抗ウイルス性試験を実施する前に、SIAA「自主登録時の耐久性（耐水・耐光）試験区分（ガイドライン）」による 前処理 が必要となります。

抗ウイルス加工剤の抗ウイルス性評価方法

抗ウイルス加工剤に関しては評価方法がなく、今回制定される評価方法により、加工剤の SIAA マーク登録が可能になります。また、抗ウイルス加工に用いる水溶性の薬剤等が対象となります。



試験方法概要

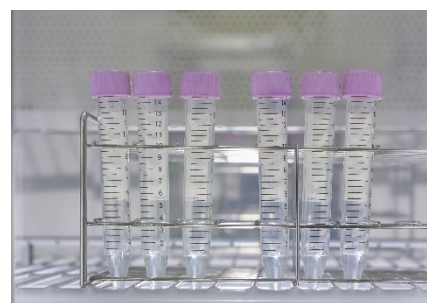
- ① 抗ウイルス加工剤を滅菌精製水で溶解または希釈し、濃度 800 $\mu\text{g/mL}$ の試験液を調製します。
- ② 滅菌容器に滅菌精製水(対照試料)および試験液を 0.9mL 分注します。
- ③ 滅菌容器に所定の条件で調製したウイルス液を 0.1mL 添加します。
- ④ 滅菌容器を 25℃で 24 時間静置します。
- ⑤ 24 時間後のウイルス感染価 (PFU/mL) をプラーク法にて測定し、次式により抗ウイルス活性値を算出します。

$$D = E - F$$

D : 抗ウイルス加工剤の抗ウイルス活性値

E : 対照試料の 24 時間後のウイルス感染価の常用対数平均値

F : 試験液の 24 時間後のウイルス感染価の常用対数平均値



試験中の抗ウイルス加工剤

試験対象ウイルス (次のいずれか又は両方を用いる)

- ・ A 型インフルエンザウイルス
- ・ ネコカリシウイルス

SIAA による基準値

- ・ 抗ウイルス活性値 : ≥ 2.0

お問い合わせ

東京事業所 バイオラボ TEL : 048-258-3277

大阪事業所 生物ラボ TEL : 06-6441-6756

もしくは最寄りのラボ、試験室までお問い合わせください。